

令和 8（2026）年度「学卒者就職支援事業」業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

栃木県内の高校生とその保護者、教職員を対象とした合同企業説明会を開催し、県内企業の魅力や仕事内容等について理解を深める機会を提供するとともに、企業の採用動向等についての教職員向けの研修会を開催し、進路指導への活用を促すことで、高校生の職業選択の幅を広げ、県内企業への就職を促進することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 8（2026）年度「学卒者就職支援事業」業務

(2) 業務内容

別紙 令和 8（2026）年度「学卒者就職支援事業」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9（2027）年 3 月 31 日（水）まで

(4) 委託料上限

1, 142, 347 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当所属

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1－1－20 栃木県庁舎本館 6 階

栃木県産業労働観光部労働政策課雇用対策担当

電話：028-623-3224 FAX：028-623-3225

電子メール：koyou@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する者であること又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）や政党等を推薦し、支持し、若しくは反対する目的の団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体や個人でないこと。

- (6) 県税を滞納していないこと。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

- ア 実施要領等の公表 : 令和8 (2026) 年2月18日 (水)
- イ 実施内容等に関する質問受付期限 : 令和8 (2026) 年2月25日 (水) 午後5時必着
- ウ 質問に対する回答 : 令和8 (2026) 年3月2日 (月)
- エ 参加表明書の提出期限 : 令和8 (2026) 年3月5日 (木) 午後5時必着
- オ 企画提案書の提出期限 : 令和8 (2026) 年3月12日 (木) 午後5時必着
- カ プロポーザル審査(書面)実施 : 令和8 (2026) 年3月中旬
- キ 選定結果の通知・公表 : 令和8 (2026) 年3月下旬

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間: 令和8 (2026) 年2月18日 (水) ~令和8 (2026) 年3月5日 (木)
- イ 配布場所: 2 (5) の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページからダウンロードできる。

(3) 実施内容等に関する質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、電子メールにより提出すること。なお、電話にて電子メールの受信確認を行うこと。

- ア 受付期間: 令和8 (2026) 年2月18日 (水) ~令和8 (2026) 年2月25日 (水) 午後5時必着
- イ 質疑方法: 電子メールにより、2 (5) に提出すること。

※件名に「学卒者就職支援事業業務委託に関する質問について (御社名)」と記載すること

- ウ 回答期日: 令和8 (2026) 年3月2日 (月)
- エ 回答方法: 回答は栃木県ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

参加者は、参加表明書(別記様式1)を作成し、持参又は郵送により提出すること。

- ア 提出期限: 令和8 (2026) 年3月5日 (木) 午後5時必着
- ※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

- イ 提出場所: 2 (5)

- ウ 提出方法: 電子メール、持参(平日の午前9時~午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

※電子メールの場合は、件名に「学卒者就職支援事業業務委託に関する参加表明書について (御社名)」と記載するとともに、電話にて電子メールの受信確認を行うこと。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8 (2026) 年3月12日 (木) 午後5時まで
に辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加者は、参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア~オに基づいて企画提案書を作成し、2 (5) 宛てに持参又は郵送により提出すること。※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに織り込むこと。また、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、8部（正本1部、副本7部）とする。なお、審査の公平を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等（書面審査）

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(2) 審査方法

企画提案書等について、評価基準に基づき、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(3) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価点の合計の平均点が最も高い者を契約候補者として選定する。

- イ アが複数の場合は、委員長が決する者を契約候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、合計の平均点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。
- エ 提案者が1者の場合も、ウと同様とする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る各選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称及び選定理由について栃木県ホームページに公表する。

7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 契約候補者に選定された者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (4) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

8 プロポーザルの変更等

令和8（2026）年度栃木県一般会計予算において、当事業の経費が減額又は削減された場合には、本プロポーザルを変更又は中止する場合がある。

別表 令和8（2026）年度「学卒者就職支援事業」 評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（7名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で、各選定委員による評価点の合計の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2が複数あった場合は、委員長が決する者を契約候補者として選定する。
- 4 2、3に関わらず、合計の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。
- 5 企画提案者が1者の場合も、4と同様とする。

(100点満点)

評価項目	評価内容	配点
1 業務内容の理解度	○事業内容及び目的について十分に理解し、明確なコンセプトの下に企画提案がされているか。	10
2 提案内容の優良性	○保護者・生徒合同企業説明会について、高校生が県内企業への理解を深め、将来、自分に合った就職先等を考えることができる内容が提案されているか。	10
	○就職指導等担当者研修会について、高校で就職指導等を担当する教職員等が、企業の採用動向や求める人物像等について学ぶことができ、就職指導の一助となる内容が提案されているか。	10
	○参加企業の募集・選定・決定方法について、効果的な提案がされているか。	5
	○周知・広報方法について、高校生やその保護者、教職員の参加促進を図る効果的な提案がされているか。	5
3 提案内容の独創性	○提案者独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。	10
4 業務遂行の安定性	○事業内容やスケジュールなどが明示され、具体的で実現可能な事業計画が構築されているか。	10
	○事業計画を確実かつ効果的に実施する体制を備えているか。	5
	○事業の総合的な調整及び進捗管理が可能か。	5
5 業務実施の確実性	○過去に類似・関連業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。	10
6 必要経費	○業務内容に見合った適切な経費であるか。	10
7 専門的知識	○業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。	5
8 個人情報管理	○個人情報の管理体制が整っているか。	5

【評価方法】

5点満点の場合・・・5（特に優れている）、4（優れている）、3（普通）、2（やや劣る）、1（劣る）
 10点満点の場合・・・10（特に優れている）、8（優れている）、6（普通）、4（やや劣る）、2（劣る）

(別記様式1)

令和 8 (2026) 年 月 日

令和 8 (2026) 年度「学卒者就職支援事業」業務委託
公募型プロポーザル参加表明書

栃木県知事 福 田 富 一 様

申 請 者
〒
住 所

名 称

代表者職氏名

令和 8 (2026) 年度「学卒者就職支援事業」業務委託公募型プロポーザルについて、下記のとおり申し込みます。
なお、プロポーザル実施要領に記載する参加資格の条件を満たすことを誓約します。

記

担当者	所属・氏名		
	連絡先	TEL	FAX
	メールアドレス		
設立年月日			
資本金			
売上高 (過去 3 年間)		令和 6 年 令和 5 年 令和 4 年	
業種			
主な事業内容		※会社の概要等が記載されたパンフレット等を添付してください。	
従業員数		人 (うち正社員 人)	
事業所数		全事業所数 (うち栃木県内事業所数)	
類似業務の受注実績 (過去 3 年間)			